

支援費制度の事務大要

平成13年 8月23日

厚生労働省社会・授護局障害保健福祉部

総 括

1 支援費制度の全体像

(1) 支援費制度の目指すもの

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するための見直しが行われた。

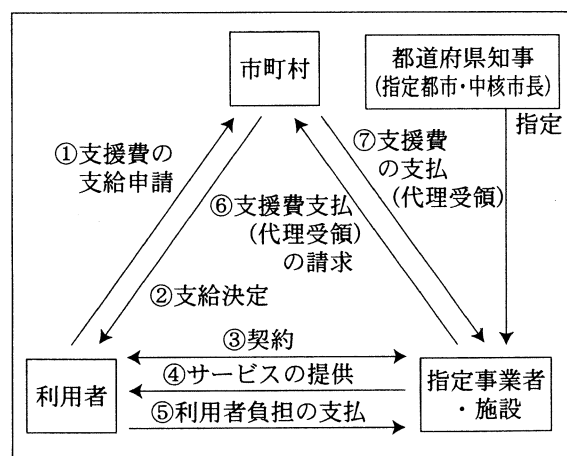
この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に平成15年度より移行することとなった。

支援費制度においては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところである。

これにより、事業者は、行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。

(2) 基本的な仕組み

- (1) 障害者福祉サービスの利用について支援費支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービス選択のための相談支援を受け、市町村に支援費支給の申請を行う。
- (2) 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、支給決定を行う。
- (3) 都道府県知事の指定を受けた指定事業者・施設との契約により障害者福祉サービスを利用する。
- (4) 障害者福祉サービスを利用したときは、
 - 本人及び扶養義務者は、指定事業者・施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、



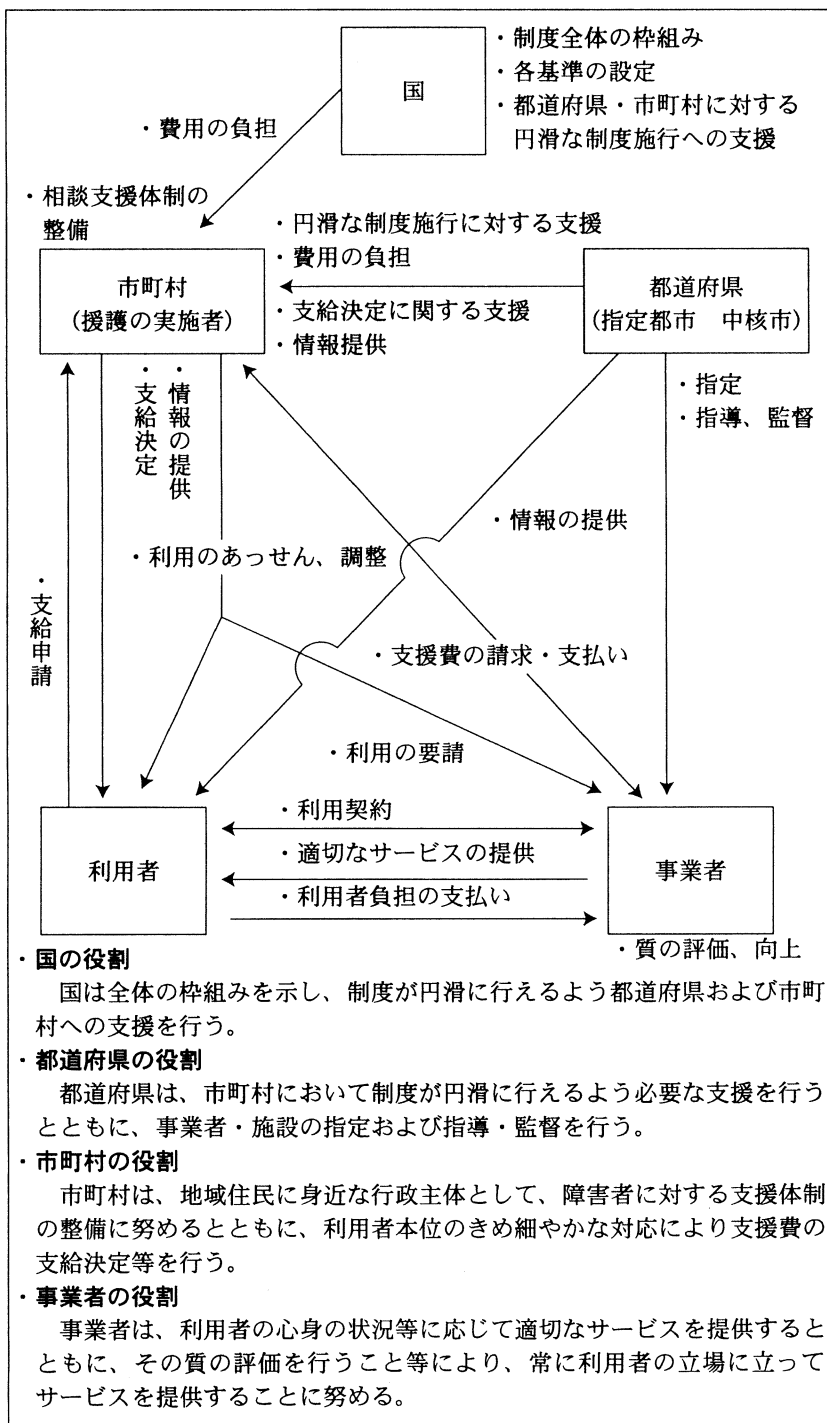
- 市町村は、サービスの利用に要する費用の全額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する。(ただし、当該支援費を指定事業者・施設が代理受領する方式をとる。)

(5) やむを得ない事由により上記の方式の適用が困難な場合には、市町村が措置によりサービスの提供や施設へ入所を決定。

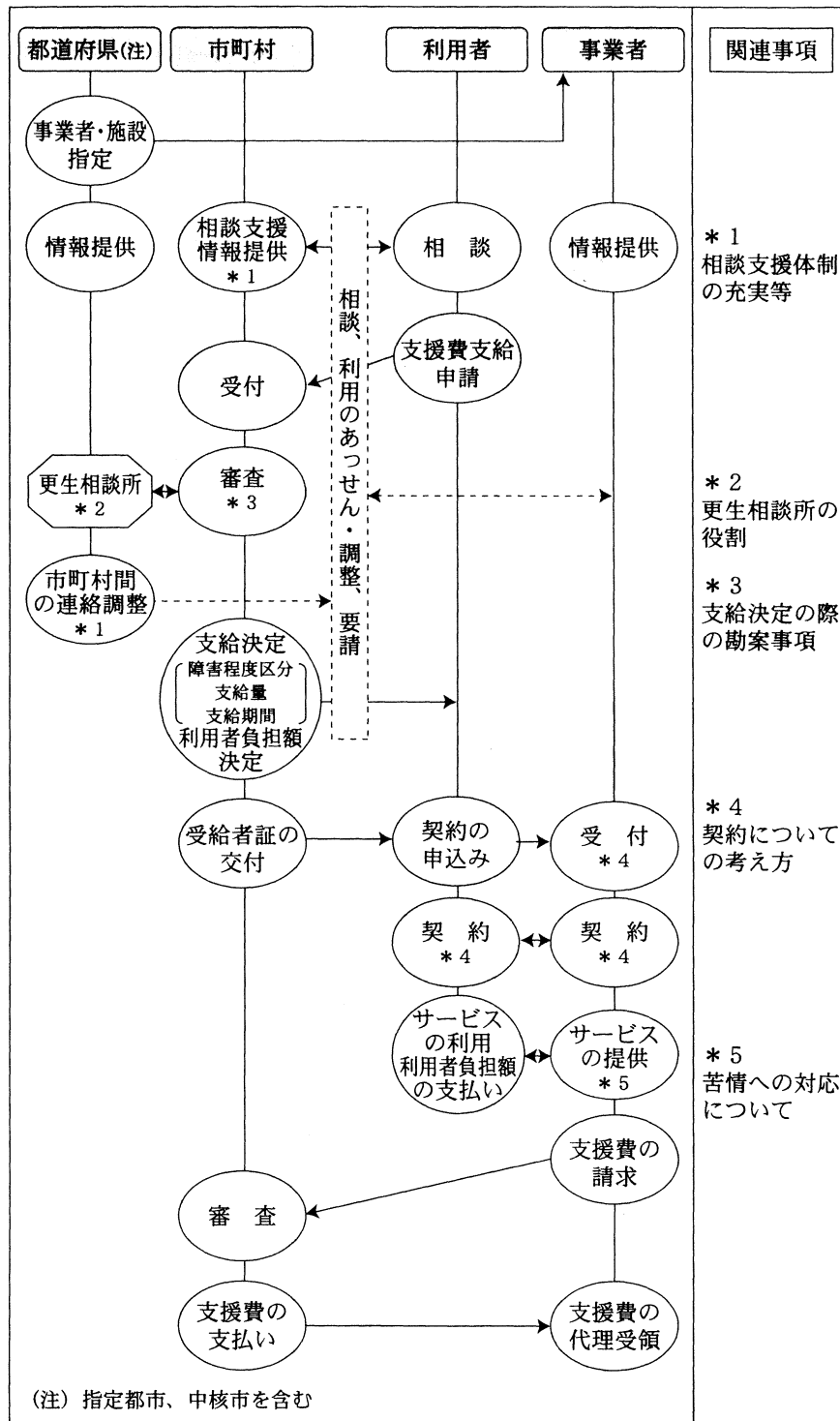
(3) 対象となるサービス

	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法 (障害児関係のみ)
支援費制度の対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 (政令で定める施設に限る。) ・身体障害者居宅介護等事業 ・身体障害者デイサービス事業 ・身体障害者短期入所事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 (政令で定める施設に限る。) ・知的障害者通勤寮 ・心身障害者福祉協会が設置する福祉施設 ・知的障害者居宅介護等事業 ・知的障害者デイサービス事業 ・知的障害者短期入所事業 ・知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童居宅介護等事業 ・児童デイサービス事業 ・児童短期入所事業

2 国、都道府県、市町村、事業者の役割



3 支援費制度の基本的な流れ



4 支援費制度施行までの日程(案)

	国	都道府県等	市町村
13年度	II	○支援費支給制度に係る事務の概要の提示 (全国担当者会議) ○平成14年度予算概算要求	
	III	○事業者指定基準(案)の提示 ○支援費支給決定に係る政省令(案)の提示	○14'施行準備のための予算要求等
	IV	○事業者指定関係省令の公布 ○支援費支給決定関係政省令の公布 ○その他の手続き関係政省令の公布 ○全国担当者会議の開催	○14'施行準備のための予算要求等
14年度	I	○市町村等事務処理要領の提示 ○都道府県支援費担当職員等説明会の開催	○事業者説明会の開催 ○支援費支給決定事務に係る市町村職員説明会の開催
	II	○支援費国庫負担等概算要求 ○支援費基準・利用者負担の骨格提示	○障害程度区分に係る市町村職員説明会の開催 ○事業者の指定開始 ○事業者台帳の整備、事業者情報市町村へ周知 ○知的施設入所者等情報を市町村に移管
	III		○15'施行のための予算要求等
	IV	○15'障害保健福祉関係予算の確定 ○支援費基準・利用者負担関係告示等の公布 ○全国担当者会議の開催	○15'障害保健福祉関係予算の確定
15年度	制 度 発 足		

市町村に関すること

1 支援費を支給する市町村(援護の実施者)について

援護の実施者は、「居住地」の市町村(居住地を有する場合)又は「現在地」の市町村(居住地を有しないか、不明の場合)である(身障法第9条、知障法第9条)。

居住地とは、住民票の所在の有無ではなく、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所である。

(1) 居住地を有する障害者の施設類型ごとの援護の実施者について

① 身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的

的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮の入所者

標記の施設については、訓練終了後等には入所者は施設を退所することが予定されているから、当該施設入所者は、施設所在地の市町村に居住地を有するのではなく、施設入所前に住んでいた市町村に居住地を有する。したがって、援護の実施者は、入所前に住んでいた市町村となる。

ただし、出身世帯が転出するなどの事情により、利用者が退所後入所前の市町村と異なる市町村に戻ることが想定される場合は、出身世帯の転出先の市町村が援護の実施者となる。

② 身体障害者療護施設の入所者

身体障害者療護施設入所者の援護の実施者については、居住地特例(「入所前の居住地の市町村」身障法第9条第2項)により、施設入所前に住ん

でいた市町村が援護の実施者となる。

また、身体障害者療護施設入所者が継続して二以上の身体障害者療護施設に入所している場合は、当該入所者が最初に入所した身体障害者療護施設の入所前の居住地の市町村が援護の実施者となる。

知的障害者地域生活援助（グループホーム）の入居者

知的障害者居宅支援の知的障害者地域生活援助（知的障害者グループホーム）については、住まいの場として考えられることから、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所であるグループホーム所在地が「居住地」である。したがって、グループホーム所在地市町村が援護の実施者となる。

心身障害者福祉協会が設置する福祉施設（国立コロニー）の入所者

国立コロニーは、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設に準じて取り扱い、施設入所前に住んでいた市町村が援護の実施者となる。

(2) 居住地不明者の施設訓練等支援費の支給について

施設に入所する場合、障害者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前におけるその者の所在地の市町村が、援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給を行うこととなる。

(3) 平成15年3月末日まで都道府県が措置を行う居住地不明者の知的障害者援護施設入所者の施設訓練等支援費の支給について（略）

2 支援費の申請から受給者証の交付までの事務

(1) 制度の利用に関する情報提供と相談

市町村は、障害者（利用者）や保護者等の関係者が、サービスを選択し利用するために必要な各種の情報提供を布い、利用の相談に応じることができる体制を整備する必要がある（身障法第9条、知障法第9条、児福法第21条の24）。

（市町村が情報提供する主な内容）

指定事業者、指定施設に関する情報

基準該当居宅支援事業者に関する情報

相談支援に関する情報

支援費支給申請の手続きに関する情報

サービスの利用に関する情報

支援費額、利用者負担額に関する情報等

(2) サービス利用に係るあっせん・調整、要請

市町村は、利用者からの求めに応じ、居宅支援や施設の利用についてあっせん又は調整を行うとともに、必要に応じて事業者や施設に対して利用の要請を行う（身障法第17条の3、知障法第15条の4、児福法第21条の24）。

(3) 支援費支給申請の手続き

障害者、障害児の保護者は、必要に応じ、市町村等から各種の情報提供を受け、サービスの利用について相談し、援護の実施者である市町村に対して、利用するサービスの種類ごとに、支援費の支給の申請を行う（18歳未満の障害児の場合、申請者は保護者であり、支給の対象となるサービスは居宅支援のみ。）。

（以下、略）

(4) 支援費支給決定（支給申請から支給決定までの流れ）

障害者（18歳未満の障害児は保護者）は、特定した種類のサービスについて、市町村に対し、支援費の支給を申請する。

市町村は、障害者からの聴き取りにより、「勘案事項整理票」に記入し、支給決定に当たり必要な事項を勘案する。

勘案の結果を踏まえ、市町村は、支給の安否を決定し通知する。

支給決定を行った場合には、

ア 施設支援の場合

支援の種類、支給期間、障害程度区分及び利用者負担の額

イ 居宅支援の場合

支援の種類、支給量、支給期間、利用者負担の額を定め、これらを記載した受給者証を交付する。

(5) 利用者負担額の決定

本人及び扶養義務者から必要に応じて、収入、課

税状況等が把握できる書類や資料の提出を求め
る。

それらの書類や資料をもとに、利用者負担の負
担能力を判定し、負担能力に応じて、利用者負担
額を決定する。

市町村は、利用者負担額の決定を行ったときは、
速やかに利用者、利用者負担に係る扶養義務者に
対して通知する。

(6) 受給者証の記載事項等

受給者証の種類

市町村は、支援費の支給の決定を行ったときは、
当該障害者（18歳未満の児童の場合は保護者）に
ア 居宅支援の場合は、居宅受給者証
イ 施設支援の場合は、施設受給者証
を交付する。

受給者証の主な記載事項（略）

支給管理台帳

市町村は、支給決定を行い受給者証を交付する
際に、支給決定内容等を記録するための支給管理
台帳を作成、整備する必要がある。

受給者証の返還が必要になる場合（略）

(7) 居宅生活支援費支給における支給量の管理 （略）

3 サービス利用から支援費の支払いまでの事務

支援費のサービス利用から支援費の支払いまでの
流れ（代理受領）は次のとおりである。

支給決定障害者（障害児の場合は支給決定保護
者。以下同じ。）は、その選択した指定事業者・指
定施設（障害児の場合は指定事業者のみ。以下同
じ。）との間で、サービス利用に関して契約を締結
する。

支給決定障害者は、指定事業者・指定施設に受
給者証を提示してサービスを利用する。

指定事業者・指定施設は、契約に基づきサービ
スの提供を行い、提供したサービスの実績を関係
帳票に記録する。

支給決定障害者は、利用者負担額を指定事業
者・指定施設に支払い、指定事業者・指定施設は
領収書を支給決定障害者に発行する。

扶養義務者の利用者負担がある場合は、扶養義
務者は利用者負担額を指定事業者・指定施設に支
払い、指定事業者・指定施設は領収書を扶養義務
者に発行する。

指定事業者・指定施設は、提供したサービスの
支援費請求書をサービス提供月末に作成し、翌月
初めに市町村に送付する。また、支給決定障害者
に対して支援費請求内容の通知を行う

* 市町村は、あらかじめ市町村の支援費単価を明
らかにしておく必要がある。

市町村は、指定事業者・指定施設からの請求書
と支給管理台帳を突合し、支援費と認められるも
のか、支給量の限度を超えていないか等、請求内
容を審査する。

市町村は、審査後に支給額を確定し、原則とし
て請求のあった月内に指定事業者・指定施設に支
払う。

指定事業者・指定施設は、支給決定障害者に確
定した支援費の代理受領額を通知する。

4 基準該当居宅支援に関する事務

(1) 基準該当居宅支援の利用に関する情報提供 と相談

市町村は、障害者（利用者）や保護者等の関係者
に対して、基準該当居宅支援事業者等の情報の提供
を行い、利用の相談に応じる。

* 市町村は、基準該当居宅支援事業者として認めら
れる事業者を明確にしておくことが必要である。

(2) 支援費支給申請から受給者証の交付までの 事務

「2 支援費の申請から受給者証の交付までの事
務」と同じ。

(3) 基準該当居宅支援の利用から支払いまでの 流れ（償還払いによる場合）

居宅支給決定障害者（障害児の場合は居宅支給
決定保護者。以下同じ。）は、その選択した基準該
当居宅支援事業者との間で、サービス利用に関し
て契約を締結する。

居宅支給決定障害者は、基準該当居宅支援事業
者に居宅受給者証を提示してサービスを利用する。

③ 基準該当居宅支援事業者は、契約に基づき基準該当居宅支援の提供を行い、提供した基準該当居宅支援の実績を関係帳票に記録する。

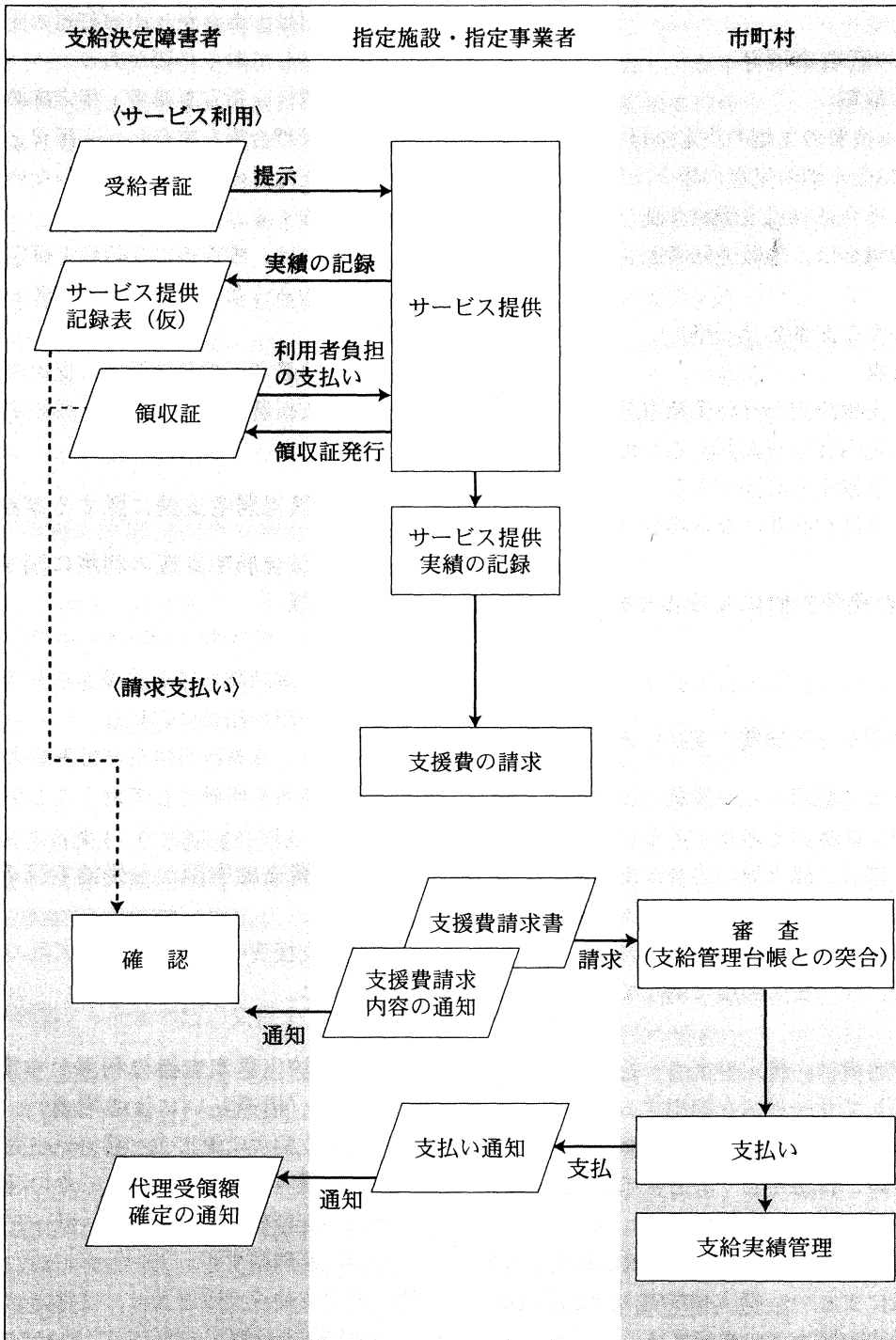
* 居宅支給決定障害者が支給量の管理を簡便にできる仕組みを検討中である。

④ 居宅支給決定障害者は、費用全額を基準該当居

宅支援事業者に支払う。事業者は、領収書を居宅支給決定障害者に発行するとともに、サービス提供証明書を基準該当居宅支援を提供した月末に作成し、利用者に発行する。

⑤ 居宅支給決定障害者は、基準該当居宅支援を利用した月の翌月はじめに、特例居宅生活支援費支

利用から支払まで〈代理受領による利用から支払いまでの流れ〉



給申請書を記入し、基準該当居宅支援事業者発行の領収書及びサービス提供証明書を添付して、市町村窓口申請し、償還払いの請求を行う。

* 市町村は、あらかじめ市町村の特例居宅生活支援費単価を明らかにしておく必要がある。

⑥ 市町村は、申請者からの申請書類等と支給管理台帳を突合し、特例居宅生活支援費と認められるものか、支給量の限度を超えていないか等、請求内容を審査する。

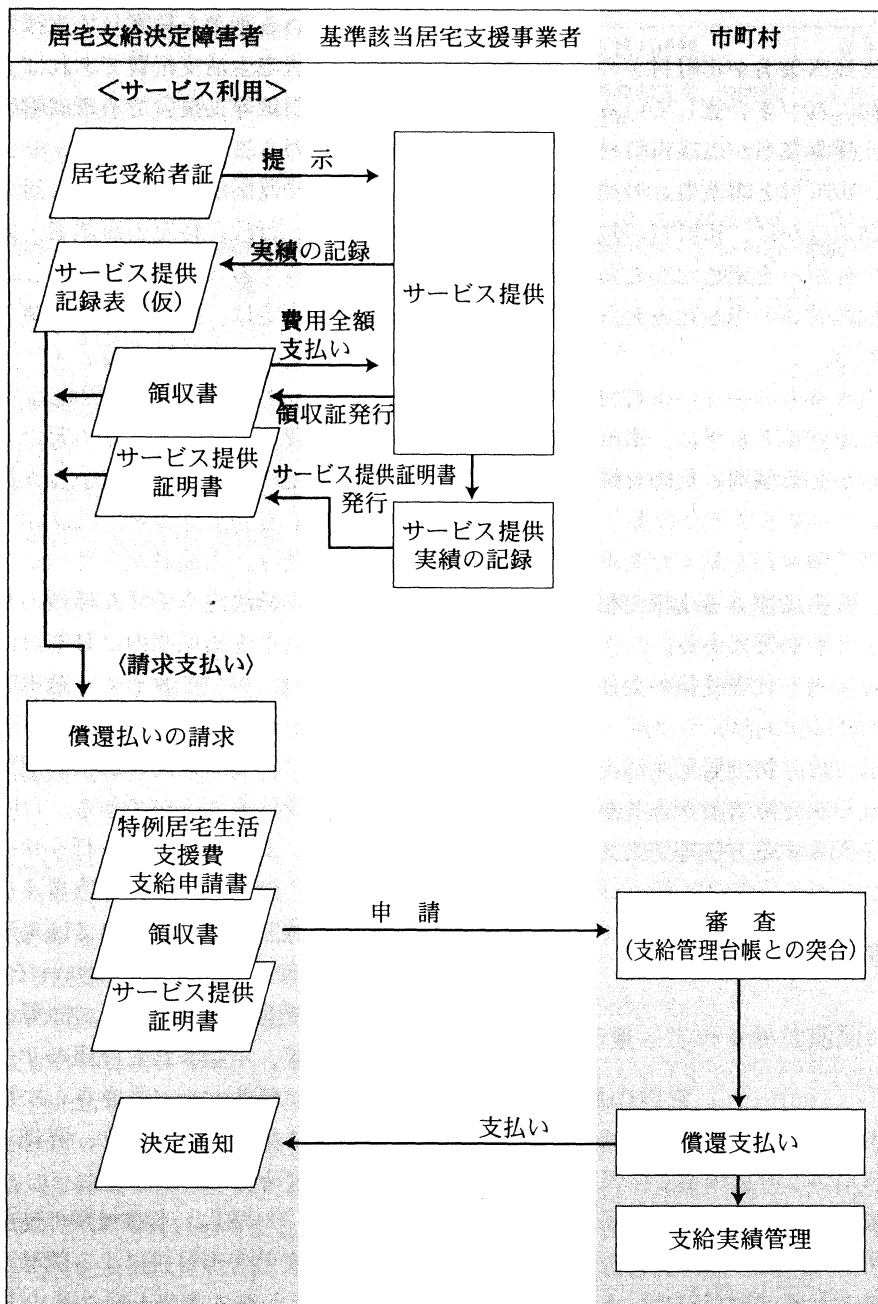
⑦ 市町村は、審査後に支給額を確定し、原則として申請（請求）のあった月内に居宅支給決定障害者に支払う。

(4) 特例居宅生活支援費の代理受領について

① 基本的な考え方

特例居宅生活支援費については、支給について個別の判断を要することが想定されることなどから、制度上代理受領の仕組みがなく、居宅支給決

利用から支払まで（特例居宅生活支援費の償還払いによる場合）



定障害者がこれらのサービスを利用した場合、償還払いの方式となる。

この場合、費用の立替、請求の手続きが居宅支給決定障害者にとって負担となることも考えられるため、あらかじめ基準該当居宅支援事業者と市町村の間で、償還払い支給の受領委任の契約を行った上で、居宅支給決定障害者からの委任を得ることにより、支給方式を代理受領の取り扱いとすることを検討中である。

代理受領の要件

代理受領とする要件としては、次の2点が考えられる。

ア 基準該当居宅支援事業者が市町村との間で代理受領について契約に基づき合意していること。

基準該当居宅支援事業者が当該市町村に多数あるような場合は、市町村と事業者との間で個別に代理受領契約を結ぶほかに、市町村の規制等において、代理受領の枠組みを定めた上で基準該当居宅支援事業者に代理受領の申し込みをさせ登録する方式も可能である。

なお、基準該当事業者の少ない市町村については、登録といった形式をとらずに、市町村と事業者との間で、あらかじめ個別に契約を締結する方法も考えられる。

市町村は、代理受領契約を結んだ基準該当居宅支援事業者名を、障害者による選択の幅の拡大のため、周知することが必要である。

イ 居宅支給決定障害者が代理受領の委任をしていること。

委任の方法としては、特例居宅生活支援費の申請の際に、居宅支給決定障害者が当該事業者を受領を委任する旨を記入する方法等が考えられる。

5 転入・転出時の事務（略）

支給決定に関すること

1 支給決定の基本的考え方について

支援費制度においては、障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を受けようとする障害者は、居宅支援又は施設支援の種類ごとに市町村に対して支給申請を行う。この申請が行われたとき、市町村は、申請を行った障害者の障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して支援費の支給の安否を決定し、居宅生活支援費であれば支給量と支給期間を、施設訓練等支援費であれば障害程度区分と支給期間を定めることとしている。

従来の措置制度は、障害者に対する福祉サービスの提供を、行政が特定の事業者・施設に個別に委託する仕組みであった。これに対し、支援費制度における支給決定は、障害者から申請された種類の居宅支援（例えば、身体障害者デイサービス）又は施設支援（例えば、身体障害者療護施設支援）（注1）について公費で助成することの要否を判断するものであり、特定の事業者・施設から支援を受けるべき旨を決定するものではない。（したがって、例えば、支給決定を受け、A施設からサービスを受けていた障害者が、支給決定を受けた種類のサービスの提供を受ける施設を支給期間内にB施設に変更する場合には、市町村に対して改めて支給申請を行う必要はなく、直接その施設に契約の申込みを行いサービスを利用すれば、支給期間の残余の期間について支援費の支給を受けることができる。（注2））

（注1） 支援費の支給を行うサービスの種類については、例えば、身体障害者及び知的障害者に係る授産施設支援等については入所/通所の別、身体障害者更生施設支援については障害別（肢体不自由/視覚障害/聴覚・言語障害/内部障害）を定める等、申請された種類のサービスのうち支援費支給に係るサービスをさらに特定して支給決定を行うことを考えており、詳細についてさらに検討することとしている。

（注2） ただし、当該種類の施設への入所について都道府県や市町村による調整が行われている場合には、かかる調整を経た上でB施設に契約の申

込みを行い、入所する。

2 支給決定の際の勘案事項について

(1) 法律の規定

支援費の支給については、法律上、厚生労働省令で定める事項を勘案して、その安否を決定し、居宅生活支援費であれば、支給量と支給期間を、施設訓練等支援費であれば、障害程度区分と支給期間を定めることとしている。(身障法第17条の5及び第17条の11、知障法第15条の6及び第15条の12、児福法第21条の11)

(2) 厚生労働省令の規定について

厚生労働省令で定める事項としては、現時点では以下のものを予定している。

申請を行った障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況、当該障害者の介護を行う者の状況、当該障害者の居宅生活支援費の受給の状況、当該障害者の施設訓練等支援費の受給の状況、当該障害者の支援費支給に係るもの以外のサービスの利用状況、当該障害者の利用意向の具体的内容、当該障害者の置かれている環境、当該指定居宅(施設)支援の提供体制の整備の状況

(3) 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨(略)

(4) 勘案事項整理票(略)

3 支給期間について

(1) 支給期間を定める趣旨

支援費を支給する期間(以下「支給期間」という。)については、障害の程度や介護を行う者の状況等の支援費の支給決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、市町村が障害者の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するとともに、適切な障害程度区分又は支給量について見直しを行うため、市町村が定めるものである。その決定にあたっては、支給決定に際し勘案した状

況がどの程度継続するかという観点から検討することとなる(例えば、障害の状況に変化が見込まれる場合には、支給期間は短くすることとなる。)が、支給期間を定める趣旨からあまりに長い期間とすることは適切でないため、省令において定める期間を超えてはならないこととされている。

なお、支給期間の終了に際しては、改めて支援費の支給決定を受けることにより継続してサービスを受けることは可能である。

(2) 省令で定める期間

支援の種類	省令で定める期間(案)
身体障害者施設支援、知的障害者施設支援	「支給決定を受けた日からその日の属する月の末日までの期間」+「3年」
身体障害者居宅支援、知的障害者居宅支援(知的障害者地域生活援助(グループホーム)を除く。)、児童居宅支援	「支給決定を受けた日からその日の属する月の末日までの期間」+「1年」
知的障害者地域生活援助(グループホーム)	「支給決定を受けた日からその日の属する月の末日までの期間」+「3年」

なお、省令で定める期間はあくまで上限であるから、市町村における支給決定に当たっては個々の状況に応じて適切な期間とするよう留意されたい。

(3) 支給期間に係る経過措置

市町村等の事務処理の平準化の観点(居宅生活支援費の場合、平成15年4月から始まる支給期間の終了に伴い、新たな支給決定事務が集中するおそれがある。)から、居宅生活支援費に関し、施行日前行われる準備支給決定について、市町村が利用者ごとに定める支給期間の上限を18か月まで延長することができる旨の特例を設ける方向で検討しているところである。

4 支給量を定める単位期間について

(1) 法律の規定

居宅生活支援費については、市町村が支給決定を行う際、居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費を支給する指定居宅支援の量(支給量)を定めることとされている(身障法第17条の5第3項、知障法第15

条の6第3項、児福法第21条の11第3項)。

この場合の「月を単位として省令で定める期間」(以下「単位期間」という。)について、現段階では以下のとおりとすることを考えている。

(2) 具体的な期間

① 居宅介護、デイサービス及び短期入所

単位期間は、1か月とする。

(月をまたいで振り替えは認めない。(例えば、ある月の利用量が決定支給量を下回った場合でも翌月に繰り越すことはできない。))

[この場合の支給量決定の例]

居宅介護1か月につき〇〇時間

② 知的障害者地域生活援助(グループホーム)

単位期間は、市町村が支給決定の際に定める支給期間とする。

[この場合の支給量決定の例]

市町村が支給期間を2年間と定めた場合、24か月の入居

5 障害程度区分について

(1) 障害程度区分を設けた趣旨

障害程度区分は、重度障害者に対する支援が適切に行われるよう、施設訓練等支援費の額について、障害の程度に係る区分に応じた差異を設けるものである。

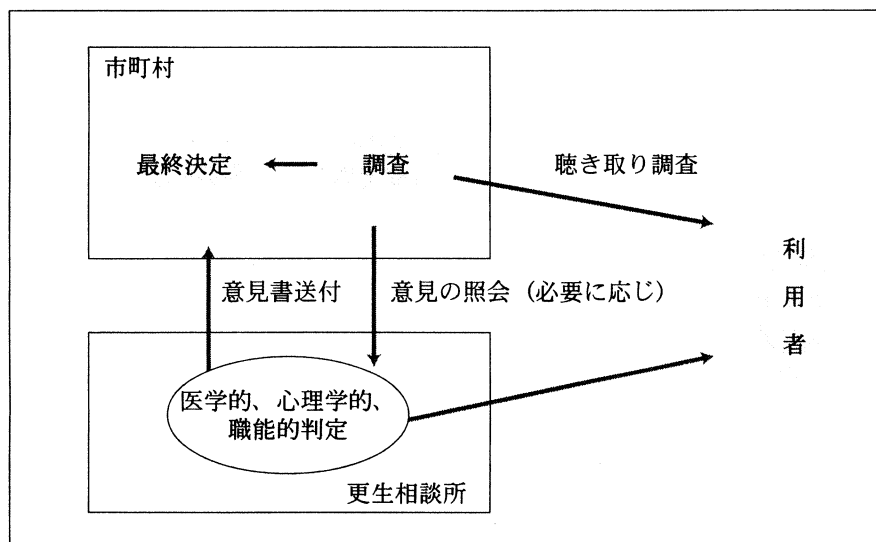
(2) 障害程度区分の考え方について

障害程度区分については、上記(1)の趣旨を踏まえ、施設支援を受ける際の、障害の状況に基づいて生じる援助の必要性と援助の困難性を考慮して区分すべきものと考えている。

また、実際の区分の設定にあたっては、簡素で合理的なものにする考えであるが、支援の種類によって援助の必要性や援助の困難性の内容が異なることにかんがみ、支援の種類ごとに障害程度区分を設定する方向で検討をしているところである。

なお、障害程度区分の具体的内容については、厚生科学研究における実態調査を踏まえて検討を行い、今年度の第3四半期に障害程度区分に係る省令案を提示し、第4四半期に省令を公布する予定である。その省令において各区分ごとにどのような領域で援助の必要性や困難性が認められるものであるかをお示しするとともに、判断にあたっての具体的な取扱いを解説した通知を発出することを考えている。

*居宅生活支援のうち、デイサービス、短期入所、知的障害者地域生活援助(グループホーム)についても障害の程度により支援費の額に差を設ける必要性について検討することとしている。こうした差を設ける場合にあっても、いずれの額を適用するか判断は、施設支援の場合よりも簡易な方法で行えるものとする予定である。



(3) 障害程度区分の決定書務

障害程度区分の決定は、市町村が行う支給決定の重要な要素をなすものであり、まず、市町村において責任ある判断がなされる必要がある。具体的には、市町村は、支給申請を行った障害者に対し、聴き取り調査を行い、区分を決定する。

* 聴き取り調査の項目は、簡潔なものを想定。(内容につき検討中)

なお、決定に当たり特に専門的な知見が必要であると市町村が認める場合には、更生相談所に対して意見を求めることとし、意見を求められた更生相談所は、医学的、心理学的及び職能的判定を行って、それらの観点から、市町村に意見書を送付する。市町村は、更生相談所の意見書を勘案して、区分の決定を行う。(前ページ図参照)

6 相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあっせん・調整、要請について(略)

7 支給決定における更生相談所の役割について

(1) 専門的な判定機能

障害程度区分の決定に際し特に専門的な知見が必要とされる場合に、市町村の求めに応じ、医学的、心理学的、職能的判定を行い、市町村に意見書を送付する。

(2) その他の役割

入所希望者が多数いる場合の入所調整では、都道府県が市町村間の調整等の重要な役割を果たすことが期待されるが、その際、更生相談所が都道府県の機関として役割を担うことも考えられる。

また、同様の状態像の障害者に係る障害程度区分の決定の結果が、決定を行う市町村により著しく異なるような事態が生じないよう、研修等を通じて指導を行うことが期待される。